

第3 平成23年度 社会教育行政の方針と重点

1 方針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人とのつながりを大切にする豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、一人一人の生涯にわたる学習と社会参加を実現する社会教育の推進に努める。

2 重点

(1) 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

県民一人一人の主体的な学習活動と社会参加活動の支援の充実に努める。

ア 多様な学習活動の支援

イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(2) 次代を担う青少年の育成

心豊かでたくましい青少年の育成に努める。

ア 青少年の体験活動の充実

イ 青少年のキャリア形成の支援

ウ 子どもの読書活動の充実

(3) 地域を支える人材の育成

地域を支え、地域に貢献する人材の育成に努める。

ア 地域活動の実践者の育成

イ 地域活動の指導者、コーディネーターの養成

(4) 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体の教育力の向上に努める。

ア 学校と地域の協働による教育活動の充実

イ 家庭教育支援の充実

ウ 地域全体で子どもを育むための仕組みづくり

(5) 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努める。

ア 社会教育推進体制の充実

イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上

エ 社会教育関係団体等の活動の支援